

計画の評価											
基本目標	基本施策	施策		個別事業に対する評価							
		取組の項目	新規	No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	現計画期間中(令和7年度分)の事業の達成度評価	評価の理由・課題
					施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「J」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容 ＊担当部署が複数にわたる項目は、該当する部分を赤字表示しています。	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
基本目標1：こども・若者の権利を守ります	(1)こども・若者の権利について社会全体で	こどもの権利に関する学びの確保	新規	1		こども家庭課		○こどもの権利条約やこども基本法の趣旨や内容について、こども・若者のほか広く市民に対し学びの機会を確保し研修や講座を実施します。			
		こどもの権利に関する学びの確保	新規	2		こども家庭課		○こどもの権利について、こどもなど対象者に合わせてわかりやすい広報資料を作成し、こども・若者のほか広く市民に情報発信をしていきます。			
	(2)こども・若者が当事者として社会参加し、意見を表明する機会の推進	こども・若者の意見表明の仕組みづくり	新規	1		こども家庭課		○様々な場面でこども・若者が当事者として主体的に意見を表明できるよう、学校や地域団体等と連携・協力して意見表明の機会を確保します。			
			新規	1		学校教育課		○様々な場面でこども・若者が当事者として主体的に意見を表明できるよう、 学校 や 地域 団体等と連携・協力して意見表明の機会を確保します。			
		こども・若者の社会参加の促進	新規	2		こども家庭課		○こども・若者の意見が尊重されながら、地域社会の担い手として、地域活動や社会に参画できるよう、地域団体等と連携し参画の機会を確保します。			
	(3)児童虐待の防止とヤングケアラーへの支援	ヤングケアラーの支援体制の確立	新規	4	要保護児童対策事業	こども家庭課		○当事者は、ヤングケアラーである自覚を持ちにくく、SOSを出しにくい状況であることを踏まえ、関係機関が気づき連携できるよう、こども家庭課を中心に支援体制を構築します。 ○当事者の受け止めを丁寧に捉え、こども・若者の気持ちに寄り添いながら家庭の状況を踏まえ、家族全体を支援する視点を持って、支援します。			
	(4)こども・若者の貧困対策の推進	こども・若者の貧困への理解の促進	新規	4	子どもの貧困対策推進事業	こども家庭課		○日ごろからこども・若者や家庭とかかわる関係機関や地域の支援者をはじめ、広く市民に対し、困難を抱えるこども・若者の現状や支援等について、関心や理解を深めるため研修等を実施します。			

今回の計画では、こども版冊子を作成しています。こどもたちにも計画の主旨や目指すまちづくりの方向性を理解してもらうことと、この計画が「自分たちの計画」であることを知ってもらうためです。

市が進めるむずかしい政策は「わからない、関係ない」ではなく、自分自身のこととして、積極的に考えや思いを伝えてもらいたい、声を聞かせてほしいと思います。

よく行く公園、遊具への要望、通学路への不安、市がかかわる課題はたくさんあります。意見を出し合い、実現に向け、できることをひとつずつ一緒に進めていく経験をしてもらいたいです。

こども家庭課では地域の**NPO**法人と協働するかたちで今年はイベントを計画しています。こどもの声を聞きながら、お楽しみ企画もあわせて行い、こどもから意見を聴取する機会を設けます。

映画を観ての意見交流会、トークルーム、ひとりでも友だちとの参加でも歓迎です。

自分たちのあそび場や居場所、将来への思いなどたくさん聞かせてもらいたいです。

本人も気付かないうちに、家族のために・・・と、がんばりすぎて自分の時間や生活を後回しにしたり、困っている気持ちを出せないこどもや若者がいます。

こども家庭課では、支援の必要な家庭の状況を学校や園、地域の皆さんと連携しながら見守っています。当事者本人からの**SOS**が出にくい状況を踏まえ、高齢者や障がいの関係機関からも、家庭内で困っているこどもに気付いてもらったり、学校での生活に支障が出ているこどもがいるなどの連携から、家庭の問題としてこども、若者の進みたい歩みを応援します。

こどもの貧困は、こどもがいくら努力をしても改善できる課題ではありません。「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」には、【貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため】と記されています。地域の皆さんにも毎日の暮らしの中で身近に隠れている支援が必要なこどもに気付いてもらえるよう研修の機会を提供します。

計画の評価											
基本目標	基本施策	施策		個別事業に対する評価							
		取組の項目	新規	No.	事業	担当課	事業の進捗状況	現計画の内容	現計画期間中の取組内容(令和7～令和11年度)	現計画期間中(令和7年度分)の事業の達成度評価	評価の理由・課題
					施策にあてはまる事業名を記入ください。予算書上の事業名に当てはまる物がない場合、関連ある事業名を記入するか、空白のまま「」列に取り組み内容を入力ください。		各事業について評価基準に基づき、選択ください。 A. 100%(予定通り) B. 80-100%(概ね予定通り) C. 60-80%(やや満たない) D. 40-60%(予定の半分程度) E. 40%未満(あまり進んでない)	第4章 施策の展開 各項目の記載内容 ＊担当部署が複数にわたる項目は、該当する部分を赤字表示しています。	令和7～11年度中に実施する取組の内容を記入してください。	各事業について評価基準に基づき、選択ください。 1. 十分な成果があった 2. ある程度の成果があった 3. あまり成果はなかった 4. 成果はなかった	※これまでの取り組みの結果からみえる問題点や課題等、評価の理由となるポイントについて、担当課の考えを記入してください。
基本目標Ⅱ…すべてのこども・若者が自分らしく生き生きと育つよう、切れ目なくサポートします	人（3）性・社会性を大切にし、そび・体験の充実	非認知能力の育成	新規	2	民間保育所等運営支援事業 公立保育所運営事業 幼稚園管理運営事業	幼児教育・保育推進課		○こどもが成長した時に、自らの人生を切り拓くための「生きる力」「人間力」を育てるため『こども主体の保育』を実践します。			就学前教育・保育は、一人一人のこどもの成長、興味、関心に寄り添った保育を進めています。 0歳児の赤ちゃんだからといって、何もわからないのではなく、毎日に発見と学びの瞬間が多くあります。 保育者はこどもたちが園での生活の中で、好きなあそびを追求したり、やりたい思いを引き延ばせるよう、環境づくりを学び、実践しています。一日一日のあそびの実験を積み重ね、成功体験や失敗体験をくり返ししながら、こどもの心情、意欲、態度等を育みます。その経験を経て、初めて就学後の学習が身に付く基礎となります。 こどもたちの興味や関心を伸ばせるような就学前教育・保育が提供できる保育者の質の向上に努めます。
	（4）こども・若者の居場所づくりの充実	若者の居場所づくり	新規	3		こども家庭課		○若者支援にかかわる団体や市民と連携・協働し、若者の居場所づくりや若者の自主的な活動を支援します。			
		こども・若者への情報発信	新規	4	こどもまんなか推進事業	こども家庭課		○SNS等を通じて、居場所や進学等、こども・若者にかかわる南丹市の情報について発信していきます。			若者へ必要な情報が届くよう、若者に身近なSNSなどの発信に努めます。 昨年度からこども家庭センターのInstagramを開設し、子育て支援の情報を発信しています。子育て世代向けの登録の案内が主になっていますが、中高生、若い世代にも登録してもらえよう、配信内容を工夫していきます。
	（5）きめ細やかな配慮を必要とするこども・若者への切れ目のない支援	ひきこもりへの相談支援	新規	6	安心生活基盤構築事業 生活困窮者自立支援事業	福祉相談課		○ひきこもりの状態にある方やご家族の方の悩みに寄り添いながら、関係機関と連携して適切な支援に努めます。			ひきこもりの支援は本人、家族、それぞれの意向を尊重しなくてはなりません。 社会参加ができるようになるという目指す姿を頭に置きながらも、本人自らの意思や思いでプロセスが進められるよう支援のアプローチが必要です。 福祉相談課では、生きづらさを抱える若者や市民への支援の質の向上を高めるため、昨年度から委託事業を実施しています。
基本目標Ⅲ…地域全体で、こども・若者の育ちや子育て世代を支える環境づくりを推進します	（1）地域全体での支援体制の推進	コミュニティづくりの推進	新規	2		こども家庭課		○地域の団体や市民などと協働し、こどもや若者、子育て世代から高齢者まで、多世代が地域で交流できる機会の確保や拠点づくりを推進します。			まずは、ひきこもりを理解することから始めようと、ひきこもりの定義を知り、「周囲の方ができることは何だろう？」を考える市民向けの講演会を昨年に引き続き実施します。 また、7月にはひきこもりを理解する研修会として、映画の上映とワークショップを開催しました。